



業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 福岡県生活保護標準準拠システム構築業務委託
- 2 契約形態 請負契約
- 3 契約期間 令和 年 月 日から令和10年3月31日まで
- 4 契約金額 円
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円）

業務の委託料の年度別及び業務区分別の内訳については、次の表に掲げるとおりとする。

年度	委託料
令和8年度	円（うち消費税額 円）
令和9年度	円（うち消費税額 円）

- 5 契約保証金 福岡県財務規則第170条各号により減免するほかこれを徴する。
- 6 成果物 業務委託仕様書のとおり

福岡県は、標記業務を標記金額で委託するため、福岡県を発注者とし、受託者 _____ を受注者として、次の条項による契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書等に従い、頭書に定める福岡県生活保護標準準拠システム構築業務委託（以下「業務」という。）を履行しなければならない。

（信義責任）

第2条 発注者及び受注者は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠意をもってこの契約を履行するものとする。

（労働者派遣法との関係）

第3条 発注者及び受注者双方とも、この契約に基づき、受注者が行う業務の着手から成果物の納入に至るすべてにおいて、発注者と受注者との間に、労働者派遣法（昭和60年法律第88号）に規定される派遣元と派遣先としてのいかなる関係も存在しないことを確認するものとする。

（事業主の責任）

- 第4条 受注者は業務の履行において、事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものとする。
- 2 受注者は業務に従事する要員に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。

(要員の指揮命令)

第5条 受注者は、指揮命令者を定め文書をもって発注者に通知するものとする。

- 2 受注者は、受注者の要員の業務遂行に関する指示、労働時間等の指示、企業秩序の維持確保等に関する一切の指揮命令は、前項に定める受注者の指揮命令者がこれを行うものとする。

(主任担当者)

第6条 発注者及び受注者は、それぞれの委託業務の履行に関する連絡及び確認を行う主任担当者をあらかじめ定め、相手方に通知する。

- 2 発注者及び受注者は、委託業務の履行に関する連絡及び確認を原則として主任担当者を通じて行うものとする。
- 3 発注者及び受注者は、主任担当者の変更があった場合には、遅滞なく相手方に対し通知するものとする。

(技術者の能力)

第7条 受注者は当該業務に携わる技術者を選任するに当たっては、当該業務を実施するに十分な技術力と経験を有する者を選任しなければならない。

(作業の実施)

第8条 受注者は、当該業務を発注者が指定する各種作業標準及び書式標準に準拠して実施するものとする。

- 2 受注者は、当該業務の実施に当たり、作業標準あるいは書式標準に疑義が生じた場合は、直ちに発注者に通知し発注者の指示に従うものとする。

(作業の形態)

第9条 秘密保持又は業務遂行上の必要から、発注者の庁舎内で作業を行う必要がある場合、受注者の要員は、受注者の指揮命令者の下に集合して作業を行うものとする。

- 2 前項により受注者が業務を発注者の庁舎内で行う場合、受注者は、福岡県庁内管理規則（昭和43年8月福岡県規則第50号）を遵守しなければならない。

(規則の適用)

第10条 受注者は、受注者の要員に対していかなる作業場所においても受注者の就業規則を適用するものとする。

- 2 受注者の要員が発注者の庁舎内で作業を行う場合、秘密保持上又は保安上、特別の規則の適用が必要な場合には、発注者受注者協議してこれを定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密保持)

第12条 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく外部に貸与又は使用させてはならない。

(個人情報保護)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務の監督)

第14条 発注者は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、受注者の業務の実施状況等について受注者の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 受注者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(暴力団排除)

第15条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

二 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 受注者は、前各号に該当する者を再委託業者としてはならない。

3 受注者が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該委託契約等(全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。)の解除(受注者が当該委託契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。)を求めることができる。

4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

5 発注者は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

7 前項の場合において、表書第5の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

8 第6項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(原票、資料、機器等の提供)

第16条 発注者は、受注者が業務の履行のために必要とする原票、資料、材料、電子計算機組織及びそれに付随するソフトウェアなどについて、受注者より提供の要請があり、発注者がその必要性を認めた場合には、速やかに受注者へ貸与提供するものとする。

2 受注者が発注者の庁舎内で作業をする場合、必要があれば受注者は発注者の所有する作業場所、じゅう器、備品、通信施設等の使用を要請することができる。使用上の条件は、発注者受注者別途協議してこれを定めるものとする。

3 前項に規定するもののほか、受注者が業務の履行のために必要な情報、資料等について、発注者は可能な限り受注者の便宜を図るものとする。

(複写複製の禁止)

第17条 受注者は、前条の規定に基づき、発注者から引き渡された原票、資料、貸与品等を、発注者の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(貸与品等の保管及び返還)

第18条 受注者は、第16条の規定に基づき発注者から引き渡された原票、資料、貸与品等については、善良なる管理者の注意をもってこれを保管するとともに、業務の遂行に支障のない限り発注者の指定する期限までに発注者に返還するものとする。

(進ちょく報告義務)

第19条 受注者は、業務の実施状況を書面により少なくとも月1回以上発注者に報告しなければならない。

2 前項のほかに、発注者が必要と認めた場合には、受注者に対し実施状況の報告を求めることができるものとする。

(品質管理に関する報告義務)

第20条 受注者は、業務の実施に当たって適正な品質管理を行うとともに、その方法、体制及び実施状況を発注者に報告しなければならない。

(実地調査)

第21条 発注者は、この契約に規定する事項を確認するために、委託した業務の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

(検査及び引渡し)

第22条 受注者は、業務を完成した場合は、遅滞なくその旨を書面により、発注者に通知するものとする。

2 発注者は前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に成果物について検査を行なうものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者の再検査を受けるものとする。この場合において、再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡すものとする。この場合において、成果物が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引き渡しにより発注者に移転するものとする。

(成果物の帰属)

第23条 この契約の成果物に関する著作権法(昭和45年法律第48号)上の権利及びその他の諸権利は、発注者から受注者に委託料が完納されたときに、受注者から発注者に無償で譲渡されるものとする。ただし、成果物のうち、同種ソフトウェアに共通に利用できるノウハウ、ルーチン、サブルーチ

ン、モジュール、記述等に関する著作権及びその他の諸権利は、発注者と受注者で共有するものとする。

また、受注者が本契約締結以前から著作権を有するもので、当該成果物を構成するルーチン、サブルーチン、モジュール及び記述等に関する著作権及びその他の諸権利は、なお受注者に帰属するものとする。

- 2 前項ただし書のうち、発注者と受注者で共有する著作権及びその他の諸権利の範囲は、成果物が納入された時に発注者受注者協議の上で明確にするものとする。
- 3 受注者は、著作権法上の権利のうち、著作者人格権（公表権、氏名表示権等）の行使はしないものとする。
- 4 成果物引き渡しの日から委託料が完納されるまでの間の発注者の成果物の使用については、受注者はこれを承諾するものとする。

（契約不適合責任）

第 24 条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 発注者は、納品時から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

（検査の実施時期及び委託料の支払）

第 25 条 受注者は、業務委託完了時において、第 22 条の規定による発注者の検査を受け、これに合格したときは、委託料の支払を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。

3 発注者は、委託業務の全部又は一部が履行されない場合には、当該不履行部分に相当する額の委託料の支払いを免れるものとする。

（損害経費の負担）

第 26 条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議の上定めるものとする。

（業務内容の変更）

第 27 条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者と協議の上、業務内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情変更による契約内容の変更)

第 28 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額、履行期限、その他契約の内容を変更することができる。

(履行期限の変更)

第 29 条 発注者受注者双方又は発注者受注者いずれかのやむを得ない事由により、履行期限の変更が必要となった場合には、発注者受注者協議の上、これを変更することができるものとする。

2 受注者は、天災その他不可抗力により履行期限までに成果物を納入することが困難になったときは、発注者に対して履行期限の延長を求めることができるものとする。

3 発注者は、前項の規定による受注者の求めについて正当と認めたときは、履行期限を延長するものとする。

(検査期限の延長)

第 30 条 発注者は、第 22 条第 3 項及び第 29 条の理由により検査期限が短縮されたことによって、所定の検査を完了することが困難になった場合には、受注者に対して検査期限の延長を求めることができるものとし、延長期限は発注者受注者協議してこれを定めるものとする。

(受注者の催告による解除権)

第 31 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第 32 条 受注者は、第 27 条の規定による仕様変更により委託料の年額が 3 分の 2 以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 33 条 第 31 条第 1 項又は前条第 1 項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の催告による解除権)

第 34 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内

に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第 24 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から 10 日以内に、委託料の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、表書第 5 の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第 35 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。

二 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 第 31 条又は第 32 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

七 第 11 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

八 第 11 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

九 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から 10 日以内に、委託料の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、表書第 5 の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(契約解除の場合における既納物件の取扱い)

第36条 第31条、第32条、第33条又は前条の規定により契約を解除した場合において、成果物の履行部分があるときは、発注者は、当該履行部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引き渡しを受けることができる。

(契約解除の場合における貸与品等の返還)

第37条 第18条の規定を準用する。

(契約保証金の還付又は帰属)

第38条 受注者が契約保証金を納付している場合は、この契約保証金は契約の目的物の引き渡しが終わった後に、保証金が県に帰属することとなる場合を除き、受注者の請求があった日から14日以内に還付するものとする。

(セキュリティ対策)

第39条 受注者が発注者の情報処理に用いる電子機器等及び電子的に記憶された情報を利用するに際し、受注者が次の各号の一に該当するときは、受注者は発注者の指示により速やかに対策を講じるものとする。なお、この条項については社会保障・税番号制度に関する情報等も含むものとする。

一 電子的に記憶された情報を本契約の仕様に基づく業務以外で利用、提供あるいは複製したとき。

二 発注者からのセキュリティ対策に基づく指示に対し、これを行わないとき。

三 本委託業務が終了したにもかかわらず、発注者の情報処理に用いる電子機器等及び電子的に記憶された情報を、発注者に返還あるいは発注者の指示による廃棄等を実施しないとき。

四 不正プログラムによる感染等の事故発生時の際に、受注者が発注者へ速やかに報告しないとき。

五 本業務に関わる受注者の従業員に対し、セキュリティ対策教育を実施しないとき。

2 前項に対し、受注者が必要な対策を講じないときは、発注者は契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても発注者はその損害賠償の責を負わないものとする。

3 前項の規定により契約が解除された場合においては、第15条第2項の規定を準用する。

4 前項の規定において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、第15条第3項の規定を準用する。

5 受注者は、本条について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(再委託の禁止)

第40条 受注者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(遅滞損害金)

第41条 受注者の責に帰する事由により履行期限までに業務を完了する事ができない場合において、履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、延滞日数に應じ1年につき業務委託料の2.5パーセントに相当する額とする。ただし、遅滞損害金は委託料から差し引き、なお不足が生じたときは、さらに徴収するものとする。

(損害賠償)

第42条 発注者受注者双方とも、相手方の契約不履行によって生じた損害に

については、契約金額の範囲内において賠償を求めることができるものとする。

(運搬責任)

第43条 業務にかかわる支給用品、貸与品、資料及び納入すべき成果物の運搬は、別に定めるものを除くほか、受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。

(契約の費用)

第44条 この契約の締結に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

(管轄裁判所)

第45条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議)

第46条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者受注者協議の上これを定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者

福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受注者

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用される同条第 1 項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 12 条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第 2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第 3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第 4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第 6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

第 7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製しては

ならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

- 第 1 4 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 乙は、第 1 項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

- 第 1 5 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

- 第 1 6 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

- 第 1 7 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

- 第 1 8 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

- 第 1 9 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。
- 2 前記特記事項中第 1、第 2、第 4、第 1 1 から第 1 4 まで及び第 1 9 に掲げる事項については、必須事項である（契約書中に別に定めがある場合を除く。）が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。